

一般競争入札の公告

滋賀県立大学 D 棟リモート監視装置更新業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成 18 年公立大学法人滋賀県立大学規程第 54 号。以下「取扱規程」という。）第 4 条の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 9 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 井手 慎司

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 滋賀県立大学D棟リモート監視装置更新業務
- (2) 契約の内容等 別添契約書（案）および仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日 から 令和 7 年 3 月 2 1 日 まで
- (4) 履行場所 滋賀県彦根市八坂町 2 5 0 0

2 入札に参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 取扱規程第 3 条に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による指名停止等の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。ただしこの場合はこの公告に係る入札手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格：滋賀県 会計管理局管理課

- (6) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されていること。

ア 営業種目

- ① 大分類：役務
中分類：庁舎関係設備保守・点検
希望順位：第 1 位、第 2 位または第 3 位

- 3 入札参加資格の確認申請
行う
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所
滋賀県立大学 事務局財務課（滋賀県彦根市八坂町 2500）
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間
令和6年4月22日（月）17時

- 4 契約条項等を示す日時および場所等
 - (1) 入札説明書の交付開始日時および場所等
令和6年4月9日（火）10時
滋賀県立大学 事務局財務課（滋賀県立大学ウェブサイトからダウンロード）
 - (2) 入札説明会の日時および場所
行わない

- 5 入札執行の日時および場所等
 - (1) 入札の日時および場所等
令和6年4月23日（火）14時00分
滋賀県立大学 A0棟3階 第2会議室
 - (2) 開札の日時および場所等
入札終了次第、同一場所にて入札者立会いの上で行う
 - (3) 入札方法
ア 入札執行については、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）および取扱規程の規定によるものとする。

- 6 最低制限価格
設けない

- 7 保証金
入札保証金および契約保証金については、免除する。

- 8 契約書作成の要否
要

- 9 郵送等による入札の可否
否

1 0 支払条件

- (1) 前金払
行わない
- (2) 部分払
行わない

1 1 質問受付の日時

令和6年4月18日（木） 16時まで

1 2 代理人の入札

代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの氏名を記入し同じ印を押印すること。

1 3 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

1 4 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。
- (2) 失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

1 5 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札書
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札書
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

1 6 契約手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

1 7 その他

- (1) 一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。
- (2) 入札参加停止措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (3) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (4) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合はこれを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする
- (5) 不当介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに執行者に報告するものとする。
- (6) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。
- (7) その他詳細は、入札説明書等による。

1 8 特記事項

その他詳細は仕様書による